

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第123号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

資料1 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

病院局

令和3年8月30日

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号 (経営の基本)</p> <p>第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、新生児内科、人工透析内科、ペインクリニック内科、肝臓内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、血管外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科、歯科口腔(くう)外科</p> <p>3 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 1,382床以内 (2) 精神病床 38床以内 (3) 感染症病床 12床以内 (4) 結核病床 40床以内</p>	<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号 (経営の基本)</p> <p>第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、新生児内科、人工透析内科、ペインクリニック内科、肝臓内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、血管外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科、歯科口腔(くう)外科</p> <p>3 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 1,382床以内 (2) 精神病床 38床以内 (3) 感染症病床 12床以内 (4) 結核病床 40床以内</p>